

令和4年度前期技能検定から

若者の減免対象者の範囲が変更となります

技能検定2級または3級の実技試験受験者に関する受験手数料の減免については、令和4年度前期試験以降、次のとおり対象者を変更します。

◆減免対象者◆（下記表においては、略称：若者減免）

35歳未満

変更

25歳未満の
雇用保険被保険者



※年齢は実技試験実施年度の4月1日時点

※雇用保険被保険者の確認は、受験申請時点となります。

従来からの在校生割引は継続しています。受験申請にあたっては、受験案内の「実技試験受験手数料フローチャート」により、手数料の確認を行い申請ください。

受験手数料 2級・3級	通常	若者減免が 適用の場合	在校生割引が 適用の場合	若者減免と在校生割引 の両方が適用の場合
●機械検査 ●婦人子供服製造	15,100円	6,100円	10,100円	2,900円
上記以外の職種	18,200円	9,200円	12,100円	3,100円

※広島県手数料条例に基づく額

◆対象者変更の背景は？

当該制度は、厚生労働省が、平成29年度より、ものづくり分野に従事する若者の確保・育成を目的に実施されてきたものですが、雇用保険を原資としているため、新型コロナウイルス対策への財源集中を求められる中、対象者を雇用保険被保険者に限定し、対象年齢を絞り込み実施することとなったものです。

◆若者減免を申請する場合の確認書類は？

本人確認書類以外に、雇用保険被保険者証（もしくは給与明細書等）の写しの提出が必要です。

◆受験申請に関する問い合わせ先◆

広島県職業能力開発協会 TEL (082) 245 - 4020

広島県商工労働局職業能力開発課